

ドクターヘリの安定運航に向けた取組について

和歌山県資料①

1. 相互応援協定に基づく補完体制の確認

《三県ドクターヘリ相互応援の開始日》
平成31年1月1日
《三県ドクターヘリ運用の概要と出動範囲》

	和歌山県ドクターヘリ	三重県ドクターヘリ	奈良県ドクターヘリ
出動範囲	- 和歌山県全域 - 奈良県全域 - 三重県の一部 - 大阪府全域 - 徳島県の一部	- 三重県全域 - 和歌山県の一部 - 奈良県の一部	- 奈良県全域 - 和歌山県全域 - 三重県の一部 - 大阪府全域

＜令和5～7年度における和歌山県ドクターヘリの応援実績＞

運航回数	
1	
2～	

＜奈良県＞

奈良市、吉野町、黒滝村、
五條市、天川村、上北山村、
下北山村、土津川村

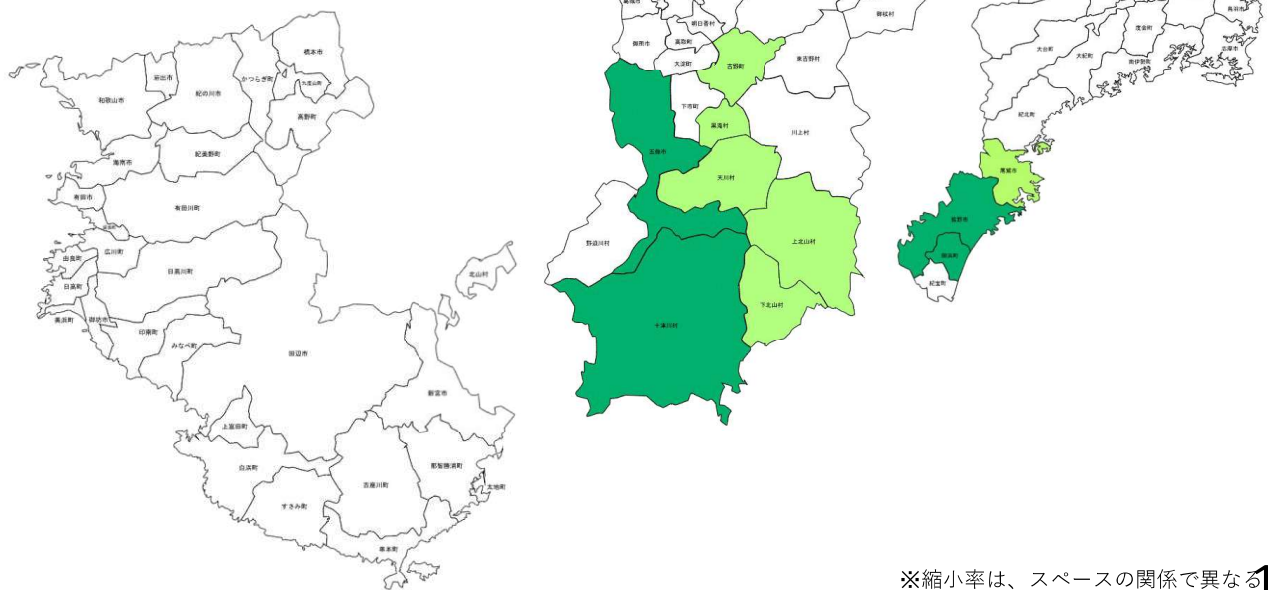
＜三重県＞

尾鷲市、熊野市、御浜町

■和歌山県ドクターヘリ運航状況

単位：件

年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
県内要請	現場救急	483	479	322
	病院間搬送	59	57	38
	県内合計	542	536	360
県外要請	三重県	2	3	1
	奈良県	2	1	16
	県外合計	4	4	17
運航合計		546	540	377



※縮小率は、スペースの関係で異なる1

ドクターヘリの安定運航に向けた取組について

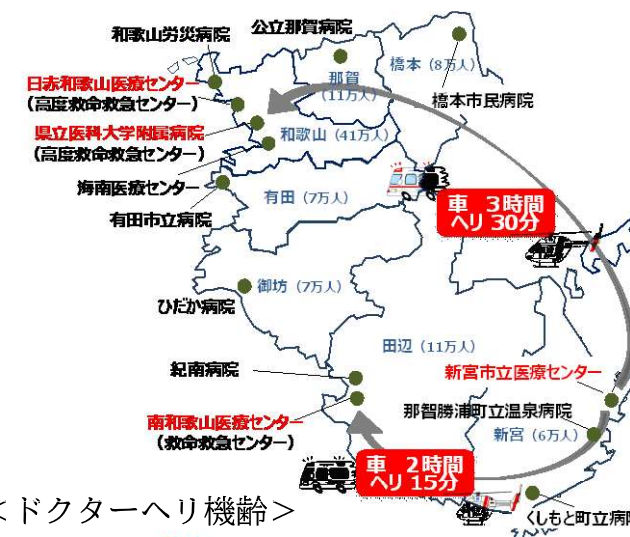
和歌山県資料②

2. 和歌山県の現状

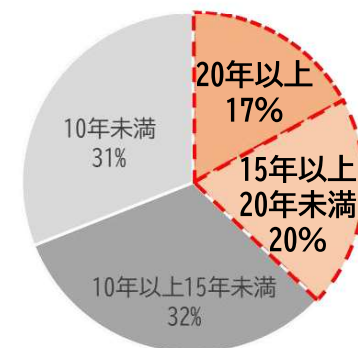
- 本県は南北に長く、幅広い地域に人口が分布している一方、医療機関の約5割が和歌山市に集中している
- ドクターヘリを導入した平成14年度以降、年々搬送件数が増加し、令和3年度以降は、年間500件以上の搬送件数となっており、地域の救急医療を支える資源として欠かすことのできないものとなっている
- 令和7年度委託事業者の整備士不足によりドクターヘリの運航が停止するだけでなく、令和8年度からの運航委託先が決まらない府県が生じるなどドクターヘリ運航の不安定化が危惧される

＜整備士不足による本県のドクターヘリ運航停止日数＞延べ51日間（令和7年度実績）

＜和歌山県ドクターヘリ概況＞



＜ドクターヘリ機齢＞



2024年度一般社団法人日本航空事業連合会ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会調査より

3. ドクターヘリを取り巻く状況

- ドクターヘリ操縦士の約7割が50歳代以上であること、操縦士要件を満たすまで時間を要すること、航空専門学校への入学者数が半減していることから航空整備士を含む人材不足が懸念
- ヘリの機体価格高騰に伴い、運航事業者の機体購入や更新が進まないなか、令和12年にはドクターヘリの約4割の機体が更新を迎える

4. 課題

- 操縦士や整備士不足については全国的な問題であり、短期的・長期的な取組が必要
- 社会インフラの一つであるドクターヘリの運航は機体確保から運航事業者に大きく依存した形態となっており、安定運航にむけては新たな運航形態(上下分離方式)への転換も選択肢の一つ
- ドクターヘリの機体購入には多大な費用が必要であるが、厚生労働省のドクターヘリ導入促進事業では機体購入費用は想定されていない

5. 和歌山県の取組

- 安定運航に向けた課題としては、人材と機体の確保が急務
- 本県において機体の確保を行うことにより、運航事業者の負担を軽減

<機体購入費用> 16.4億円
<運航委託概算費用> 4億円/年（人件費2億、保守管理1億ほか）

<運航開始までのスケジュール>

R 8 ～ 10上期	機体整備
R10下期 ～	ドクターヘリ仕様への改修
～ R11.3	ヘリコプター納品
R11.4 ～	新機体による運航開始

○ 国へ要望している内容

①人材確保

- 航空整備士・操縦士等、ドクターヘリの運航に必要な人材に関して、養成、リソース(自衛隊退職者など)の有効活用、業務の効率化、裾野拡大などの取組を着実に実施すること

②環境整備

- 国として新たな運航形態（上下分離方式）に必要となる※法的な整理をはじめとする環境を整備するとともに、自治体の取組を支援すること

③財政支援

- 現在ドクターヘリ導入促進事業において、機体にかかる減価償却費が対象となっていることを踏まえ、自治体の機体購入費用について国庫補助金の対象とし、その際生じる地方負担についても適切な財政措置を講じること
- 自治体による機体所有に係る費用や当該機体を運航事業者へ委託した際に生じる費用について財政的支援を行うこと

※・現状、ドクターヘリは運航事業者が所有しているため、「航空運送事業」として取り扱われている
→航空法の一般基準以上の安全性確保が求められ、事業者は、国交省で認可を受けた規程に従って運航・整備
・一方で自治体が所有となった場合、航空法で定める運航規程や整備規程の作成義務なし
→安全性の確保に不安